

ソリッド・サウスの形成

— アメリカ南部におけるネグロ選挙権剝奪運動 —

山 岸 義 夫

【要約】 ソリッド・サウスの形成に関して、再建史家はこれを再建に帰し、再建期におけるネグロの政治的進出によつて生み出された人種的偏見によつて、南部の一党制、ネグロの選挙権剝奪が結果されたと強調してきた。事実、彼らがいうように、再建末期に白人勢力の結集によつて、白人のホーム・ルールの回復が見られた。しかし、ここから直ちに再建の直接的結果として、ネグロの選挙権が剝奪され、ソリッド・サウスが出現したと把握することは誤りである。何故ならば、再建後南部の指導権を握つたブルボンは、自己の政治権力を維持するために積極的にネグロの政治的社会的権利を保証せんとしたからである。ソリッド・サウス形成の理由を明らかにするために、われわれは人民党闘争に着目しなければならない。すなわち十九世紀末、農業不況が激化すると共に、南部の農民は人民党を結成し、ネグロと共同してブルボン勢力に対決したのであるが、人民党の挫折と共に闘争は白人優越主義の闘争に墮し、ネグロの全面的な選挙権剝奪を結果した。そしてネグロとブリア・ホワイトの犠牲の上にデモクラットの一党制支配、いわゆるソリッド・サウスが形成されたのである。

一 は し が き

一八九〇年代は、一般に「アメリカ史の分水嶺」^①とよばれているように、アメリカ社会が政治的にも経済的にも大きな構造的変化をとげた時期である。このような変化をわ

れわれはこの時期の独占資本の成立、フロンティアの消滅、あるいは合衆国の急激な対外的膨脹といつた一連の現象の中に容易にのみとることができるところであろう。ところで、われわれが南部に眼を転じた場合、そこにソリッド・サウス (Solid South) の出現という南部特有の現象に直面する。ソ

リッド・サウスというのは、南部白人のデモクラットへの結集によつて生み出されたものであり、南部デモクラットの一党制支配を意味する。A・O・ハードの指摘をまつまでもなく、二党制(Two Party System)はアメリカ政治の伝統的特徴をなすものであり、この点、ソリッド・サウスの出現は、まさにアメリカの政治的伝統からの逸脱を意味するものである^②。

若干の歴史家は、ソリッド・サウスという概念をアンテ・ベラムに限定して使用しているが、ソリッド・サウスはアンテ・ベラムには存在しなかつた。アンテ・ベラムにおいては、ホイッグとデモクラットとが、ほぼ同等の勢力をもつて対立していた。一般にプランターはホイッグを支持したが、ジャクソニアン・デモクラシーの担い手たる白人小農はデモクラットに結集し、両者は相拮抗する状態にあつた。奴隸制をめぐる南北両セクションの対立が激化すると共に、両勢力はしだいに解体し始め、大プランター層は奴隸制擁護の立場からデモクラットに移行し、これを支配するにいたつた^③。しかし、分離をめぐる南部社会の激動の最中にあつても、大プランターは分離を全面的に支持せず、

またそこには依然としてホイッグ対デモクラット、分離主義者対連邦主義者^{ユニオニスト}という対立が存在していた。南北戦争後、連邦議会における共和党急進派の進出によつて急進派の再建が、南部に実施されると共に南部は一時的に共和党の支配下に屈服するにいたつた。しかし、この現象は再建期における北部の軍政支配によつて結果されたものであり、いわば敗戦のもたらした過渡的な変則的現象として把握されるものである。このように考えると、ソリッド・サウスの出現は十九世紀後半以後の南部史を特徴づける現象と見做して差支えないであらう。

ところで、この際われわれの注目をひくのは、このようなソリッド・サウスの形成がネグロの選挙権剥奪とあい並行して進展しているという事実である。すなわち、一八九〇年、まずミシシッピ州議会が州憲法の修正によつてネグロの選挙権を剥奪するや、サウスカロライナ(一八九五)、ルイジアナ(一八九八)、ノースカロライナ(一九〇〇)、ヴァージニア(一九〇二)、ジョージア(一九〇八)と、南部諸州はあいついで憲法修正議会を開催し、ネグロの選挙権を剥奪した。こうして一八九〇年から一九〇九年にいたる期

間に、ネグロの選挙権剥奪を通じて、南部の白人の一党制支配、いわゆるソリッド・サウスの形成が完了したのである。もちろん、ソリッド・サウスの形成には、ネグロ選挙権問題以外の種々の政治的社会的要因が作用していたと考えられるが、その中でもつとも重要、かつ基本的な要因としてネグロ問題があげられる。このような理由から、本論文においてはソリッド・サウスの形成の問題を、ネグロ選挙権剥奪運動を中心にして考察してみたいと思う。

南部におけるネグロ選挙権の剥奪の問題については、これまでかなり多くの歴史家によつて論ぜられてきたが、南部の再建史家はこれをもつば南北戦争後の再建に帰せらるべきものであることを強調してきた。例えば、A・B・ムーアは、「南部再建百年」と題する論文の中で再建の影響について次のように述べている。

「再建は南部の政治生活に深くかつ永久的な影響をあたえた。再建は南部に一党制をあたえた。白人は急進派の支配体制を覆えすためにデモクラットの旗の下に結集し、そして彼らの継続的な共同は、ネグロが再び政治におけるフランス・オブ・パワーを獲得することを阻止するために必

要であつた。急進派の支配の時期の共和党の悲惨さわまる記録は、南部における共和党の将来の成功にとつて克服し難い障碍であつた。共和党に対する敵意はデモクラットへの結集を促した……急進派の再建は南部の政治を腐敗せしめ、そしてネグロの政治的参加によつて覚醒された偏見は究極的に選挙権を剥奪したのである」と。

さらに彼は人種関係について「人種間の軋轢や偏見は再建によつて生み出されたものである。再建は兩人種にとつて、特にネグロにとつて不幸なものであつた。それは政治、教育その他の領域における、より大なる差別を結果した」と、述べている。

さて、ムーアに従えば、再建期(一八六五—一八七七)の共和党の支配、特にネグロの政治的進出によつて生み出された人種的偏見によつてネグロの選挙権の剥奪、黒人差別主義一般が惹起され、また南部特有の一党制も結果されたというのである。このような見解はひとりムーアのみならず、南部史家の間に共通してうかがわれるものである^①。しかもわれわれの、より大きな関心をよびますのは、このような見解が単なる机上の学説としてとどまらず、学問的

領域をこえて南部人の生活の中にも浸透し、彼らの生活信条の一部分にすらなつていゝという事実である。

以下、再建史家の見解の批判検討という形で、十九世紀末の南部におけるネグロ選挙権剥奪問題を考察して見ようと思う。

二 再建とネグロ

これまで見てきたように、再建史家は南部における一党制の出現、ネグロの選挙権剥奪、黒人差別主義の発展を再建の直接的結果として導き出されたものであると主張しているのであるが、まず再建史家の見解を検討するために、

再建が南部の政治やネグロの政治的地位にいかなる影響をあたえたかを見ることにする。下に掲げる表は、A・O・ハードによつて作製された「南部および境界諸州における民主党の覇権」^①についての表であるが、これによつてわれわれは南部諸州がこれまで民主党に対していかに圧倒的支持をあたえてきたかを直ちによみとることができると。すなわち、一八七六年から一九四八年にいたる期間に南部十一州（A表中のアラバマからヴァージニアまでの十一州を

(A) 南部および境界諸州における民主党の覇権

州名	南 部 諸 州											境 界 諸 州						
	アラバマ	アーカンソー	フロリダ	ジョージア	ルイジアナ	ミシシッピ	ノースカロライナ	サウスカロライナ	テネッシー	テキサス	ヴァージニア	デラウェア	ケンタッキー	メリーランド	ミズーリ	オクラホマ		
選挙人投票が共和党大統領に投ぜられた回数 (1876~1948)	0	0	2	0	1	0	b	a	bc	b	b	9	3	7	5	bce		
民主党指名候補が知事選挙に敗れた回数 (1915~1950)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	c	1	0	0	6	3	2	4	0
民主党指名候補が合衆国上院議員選挙に敗れた回数 (1919~1950)	0	d	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	2	3	4	3

註 a……1876年, b……1928年, c……1920年を示す。
 d 民主党指名候補が独立して立候補せる他のデモクラットに敗れた。
 e オクラホマは1907年まで連邦に編入されていなかった。

さす)において、選挙人投票が共和党候補に対して二回以上投ぜられたことはなく、また一九一五年から一九五〇年にいたる期間に民主党の候補が州知事選挙に敗れたのはわずかに一回、しかもただ一人のみである。さらに一九一九年から一九五〇年にいたる期間に、これらの諸州から共和党候補が合衆国上院議員に選出されたことは一回もなかつた。ここにわれわれは明らかにソリッド・サウスの存在を認めることができよう。

ところで、ここで注目されることは、これらの十一州は、いずれもかつて南部盟邦に参加し、分離と再建の遺産を継承せる諸州であつたという事実である。ここから再建がソリッド・サウスの形成に何らかの影響をあたえたということは充分推測される。事実、これらの諸州において、再建末期にデモクラットは、反革命を通じてカーベット・バッガーの支配する急進派政府を打倒し、ホームルールを回復したのであつた。しかし、このような事実から直ちに再建によつてネグロの選挙権が剥奪され、ソリッド・サウスが形成されたと考えることはできない。何故ならば、再建と、ネグロの選挙権が剥奪され、南部社会においてネグロが政

治的重要性を喪失する時期まで、少くとも十五年ないし二十年の時間的ギャップが認められるからである。ネグロが南部の政治的舞台から完全に姿を消すのは二十世紀に入つてからのことであり、この時期にいたるまで、白人側の強制、脅迫にもかかわらず、多数のネグロが南部の各地において政治的権利を行使していた。^④ この間の事情について、一八七八年、南部を旅行した北部の戦鬪的アポリシヨニスト、T・W・ヒギンズは次のように述べている。

「南部の白人達は、北部の諸都市において北部人が無知なアイルランド人の投票を認めていると全く同様に、積極的にではなく、やむをえないものとして暗黙にネグロの投票を認めている。もし嚴重な人種的差別が一度破棄されるや、彼らはアイルランド人に諍う北部の政治家と同様にネグロと宥和するであろう。たとえ今日は欺かれ、明日は脅迫され、そして常に憎悪されるとしても、強力な投票人の集団は無視することは不可能である。投票人としてのネグロは憎悪され、欺かれ、また脅迫され、誘惑されてはいるが、彼らは投票する限り無視することができない。^④」

このヒギンズの記述は、ネグロが政治的権利を行使し

ている限り白人の側から無視できない存在であつたことを示しているが、ネグロは単に欺瞞され、強迫されて選挙権を行使したばかりでなく、自発的にこれを行使した。このことは、多数のネグロが再建後もひきつづいて共和党に投票していたという事実からも充分うかがうことができる。

次に、再建後南部の人種関係がいかなる状態にあつたかについて見よう。この点についても再建後南部の人種関係がとみに悪化し、黒人差別主義が急速に南部に浸透したという再建史家の見解はあたらぬ。黒人史家、デューボイスは、南北戦争の前後の時期においてネグロと白人の關係は良好な状態にあつたと述べているが、当時の南部の旅行者の記録は、このデューボイスの言葉を充分裏づけているように思われる。再びヒギンズを引用するが、彼は南部の人種關係について次のように觀察している。

一八七八年に、ヒギンズが訪問した諸州、ヴァージニア、サウスカロライナ、フロリダにおいて、彼は外面的な平和の状態を見て、そしてすぐ、このような状態の背後に黒人を蹂躪し、再び奴隷化せんとする隠された計画があるのではないかと疑つた。そして彼はもしそうだとすれば、

それは黒人の不正な使用や給附 (Privilege) の撤回、あるいは黒人の権利を危ふくするような立法に現れていると考へた。しかし、彼は「かなり疑惑的なアポリシニストの眼をもつて觀察したが、これらの兆候をなにつ見出すことができなかった」と述べている。また彼は、ネグロが屈辱的、ないしは虐待的待遇によつて辱しめをうけていると考へたが、旅行中ならそのような態度に遭遇することはなかつたと誌している。彼は乗物、投票所、裁判所、州議會、警察、民兵ミルチヤにおける南部人の寛容な態度と、彼の居住地のニューイングランドにおける状態とを比較し、南部は相対的により良い状態になりつつあると考へたのであつた。六年後、ヒギンズは再度南部の人種關係についての調査にあつたが、彼は一八七八年の彼の推測を変更する何らの理由も見出さなかつた。

一八七九年、イギリスの国会議員、ジョージ・カンベル卿は、人種關係を関心の焦点として南部の各地を旅行したが、外人觀察者の眼に南部の状態はいかに映じたであろうか。彼はまず、白人と黒人との間の交際の自由に、頻繁なそして親密な個人的接触到、そしてネグロの政治的事柄へ

の参加の度合に深く印象づけられた。彼はネグロが公的機関に自由に参加していることに驚いて次のように述べている。

「非常に貧しい黒人が、全く自由な条件で、もつとも誇り高い白人と一緒に乗物に乗っており、そして互いに何らの悪意も嫌悪の兆候も示していない。私は告白する。私は全くこれが事実であることを知つて驚かされた。イギリスの急進主義さえも最初はいささか呆氣にとられるであらう。」^⑧

より適切、かつ説得的なものは、ネグロ自身の証言である。一八八五年四月、T・M・ステワートはボストンを出発して、十年ぶりに生れ故郷のサウスカロライナを訪ねたが、コロンビアから次のように報告している。

「私はここでロードアイランドのプロヴィデンスにいると同様の安全さを感じる。私は鉄道や街路で一等車に乗ることが出来る。私はニューヨークにいる時と同様に酒場に出かけ元氣をつけることができた。私は一杯のソーダーをゆつくりと飲み、そしてニューヨークランドの若干の場所におけるよりも丁寧^⑨に遇された。」

そして彼は帰途、船中で、少年時代を回顧しながらニュ

ーヨーク・エイジ紙へ次のように報告を誌している。

「八年前の少年の頃のことを想い出して見ると、私は学校へ行くのに色々と言逃れをしなければならなかつた。現在チャールストンには黒人の子供のために公立学校が数多くあり、また黒人の弁護士は法廷で弁護し、医者は街路を乗りまわし、抑え難いネグロがいたる処に見うけられる。乗物でチャールストンの裁判所に出かけた時、私は黒人がその門内に入ることを許されなかつた頃のことを想い浮かべた。もし黒人がベンチに腰かけているのを発見されると詰所に連行されて鞭で打たれたものである。先日広場を覗きこんで、ベンチが黒人でふさがり、そして疲れきつた一人の黒人が安心しきつた様子で見ているまに眠りこむのを見た。友人と馬に乗つて、白人と黒人の労働者が同じストリートカーで席を並べて仕事を終えて帰つてくるのを見たし、また白人と黒人の警官が親しげに話しながら一緒に歩いて行くのを見た。」^⑩

これらの報告は、いずれも再建後南部の人種関係が良好な状態にあつたこと、しかも、むしろ以前の状態よりも好転しつづあつたことを示している。しかし、ここで注意さ

るべきことは、これらの報告がいずれも大西洋沿岸の旧奴隸州に関するものであるという点である。一般に奴隸制時代、大西洋沿岸の旧・奴隸州と南西部の新奴隸州の間には奴隸の待遇において明確な相違があり、前者において奴隸の状態は後者におけるよりも良好であつたといわれる。この点、再建後のネグロの状態についても、南西部の諸州においてはかなり相違があつたように思われる。しかし、ワールトンの十九世紀後半のミンシッピーに関する黒人史の研究によれば、南西部の諸州においても再建後人種関係は比較的良好的状態にあつたことが認められる。ただ彼がミンシッピーにおいて、早くも一八九〇年にネグロが大衆酒場、喫茶店、公会堂、白人墓地などから排除され、人種関係が次第に厳しく窮屈なものになりつつあつたことを指摘している点注目される。^④

他方、これまでの記述とは反対に、再建後一八九〇年代にいたる期間に、人種間の摩擦、暴行、私刑なども数多く存在したことも明らかにされている。^④ (B表参照) またこの時期に一部の反ネグロ的立場に立つ人々によつてネグロの全面的分離や、選挙権の剥奪が唱えられ、すでに活潑な活

(B) 合衆国にけるネグロに対する私刑

	(A)	(B)
1882	6 件	
83	3	
84	1	
85	1	
86	4	
87	2	
88	2	
89	5	12 件
1890	4	3
91	1	1
92	5	5
93	11	6
94	5	5
95	5	8
96	4	4
97	6	6
98	5	14
99	1	1
1900	2	2

註 A欄は James E. Cutler, B欄は N. A. A. C. P. による調査 (Tindal, The South Carolina Negro.) (p. 239. による)

動が開始されていたことも事実である。例えば、この時期にサウスカロライナにおいて、早くもベン・チルマンがネグロの選挙権剥奪を要求しており、また一八八九年にはチルマン派によつて同州の市民権法が撤回されている。^④ また、再建後南部がしだいに反動化の道をたどりつつあつたことも否定しえない事実であろう。

しかしながら、これらの事実を考慮に入れても、この時期の南部の人種関係が、一八九〇年代以後のそれ程激化し

ていなかつたことは確かである。したがつて、再建によつて南部の人種関係が急速に悪化し、ネグロの選挙権剥奪、黒人差別主義がその直接的結果として生み出されたという再建史家の見解は承認しえ難いものである。再建がネグロの政治的社会的地位にあたえた影響は、後にふれるように、間接的にしかも心理的側面において見られるのであり、それは決して直接的なものではなかつたのである。

三 ブルボンの支配

ネグロの選挙権剥奪が再建によつて生み出されたものではないとすれば、これを生み出したもので何であつたか。この点に関して次のウッドワードの言葉はきわめて示唆的である。彼はネグロの政治的社会的地位を決定したものは *impersonal forces* であつたことを強調して、「ネグロの地位の決定は、白人間の経済的・政治的抗争の影響の下に徐々になされたものである」と述べている。南部のネグロの運命に最大の影響をあたえた事件として、誰しも南北戦争をあげるであろうが、奴隸解放が北部産業資本とプランター・キャピタリストとの対立抗争の結果としてもたらされ

た事実を想起すると、ウッドワードの言葉は意義深いものがある。次にかかる観点からネグロの選挙権剥奪運動を考察するために、再建後の南部の支配構造について一瞥し、その中でネグロがいかなる地位をしめていたかを見よう。

一八七六年の大統領選挙をめぐるヘイズとチルデンの対立は、南北間の妥協の成立によつて危機を回避し、翌七七年には連邦軍隊が南部から撤収されるにいたつた。この事件は再建の終末を画する意義をもつものであつたが、同時にそれは共和党が国家の防衛者たるネグロを放棄し、かつ彼らに対する政治的市民的権利の保証を放棄したことを意味するものであつた。かくして再びネグロの運命は南部の白人の手に委ねられたのであるが、南部の白人は当初ネグロの地位がいかにあるべきかについて何ら統一ある見解をもつていなかつた。したがつてネグロの政治的社会的地位は白人間の勢力関係によつて規定されたのである。

一般に再建後の南部において指導権を握つたのはブルボン (Bourbon) であつたが、彼らは旧南部盟邦の軍人であり、南北戦争においての英雄的行動によつて、再建後南部諸州において政治的な指導的地位をあたえられたのであつた。

事実、彼らは政治に関して全く経験も知識もつていなかった。トムプソンは、「急進派の再建がなかつたならば旧盟邦のある者は新時代に不適格なものとして判決をうけたであろう」と述べているが、この言葉はそのままブルボンにあてはまるものである。このブルボンの下にあつて實質的に南部諸州の指導権を握つたものは、南部社会の上層グループを構成する商人、企業家、プランターであつた。シムキンズはブルボンとこれらのものとの關係を、「政治家達は威信ある偉大な名を提供し、商人や銀行家達は金を供給した」^④と端的に表現している。この三者によつていわゆるブルボン三頭制 (Bourbon Triumvirate) が構成されたのであるが、その実体をジョージアの場合について見ると、次のようなものであつた。まず、その一人の百万長者のブルاونは資本家で、石炭、鉄鋼、鉄道などの事業に手広く關係しており、次の將軍のゴールドンは鉄道、鉱山、印刷業、保険業、土地事業など驚くほど多様の事業のプロモーターであつた。他の一人のコルキットは大プランターの代表であつたが、彼は鉄道事業にも、またゴールドンの事業にも關係していた。^⑤そして、これらの三者は一八七二年から一八

九〇年にいたるまで、ジョージアの支配権を完全に掌握し、州の要職を三者の間でたらい回しにしていたのである。

これらの南部社会の上層グループは大部分アンテ・ベラムにおいて旧ホイッグに属したが、彼らは国家的政策に関してはハミルトンの線に従い、早くから南部の經濟的開發に深い関心をよせていた。彼らが南部の分離に対して一般に消極的態度をとつたのもこのような理由にもとづいていた。再建末期カーペットバッガーが南部から追放されるや、彼らは民主党を通じて急速に指導権を確立した。ブルボンは再建後二十年間、人民党の抬頭によつてその支配体制が脅かされるにいたるまで、南部の指導権を握つていたのであるが、彼らはまず白人優越主義 (White Supremacy) を説くことによつてすべての階層に嚴重な服従を要求し、彼らの支配体制を維持せんとした。例えばジョージアのブルボンのスポークスマンたるヘンリー・グラデーは、一八八九年、アトランタにおける農民同盟の大会で次のように述べている。「南部には白人の心を分裂させる何らの余地も存在しない。ネグロ支配の脅威のためにすべての白人は階級の如何をとわず、一体となつて投票することを道徳的に

義務づけられている」と。また彼は人種関係について、「神が分離せるものを人が結合してはならない」と述べている。このようにグラデーは白人と黒人とを全く別個なものとして分離し、ビジネスマン・インタレストを確保するために、白人の分裂や闘争を積極的に回避すべきことを民衆に訴えたのである。

しかし皮肉なことには、ブルボンの政治権力の基礎はネグロにあつた。特にシェアクロッパー制を通じて直接ネグロと密接な経済的關係に立つた大プランターは、巧妙な懐柔策によつてネグロを支配し、州政治の支配権を掌握していたのである。ここからブルボンは一方において白人とネグロとの分離を説きながらも、他方においてネグロの政治的社会的権利を積極的に保証せんとする矛盾した態度に出たのであつた。グラデーと並んで南部のブルボンのスポークスマンとして知られたミシシッピのL・Q・C・ラーマーは、「ネグロの選挙権剥奪は革命以外のいかなる状態の下においても政治的に不可能であり、また、たとえそれが可能であるとしても南部はこれを許さなideあろう」と述べている。また、アラバマの一指導者、T・G・ジョ

ーンズは、「ネグロはわれわれの支配下にある。ネグロはわれわれの権力の範囲内にある。われわれはネグロの管理者である。われわれは可能な限りすべての市民的権利をネグロに拡大しなければならぬ……もしわれわれが彼らを昂めてやらないならば、ネグロはわれわれを墮落させるであらう」とも述べている。

このジョーンズの言葉に見られるネグロ観、ネグロの保護を貴族の責任(Noblesse Oblige)と見做す考えは、サウスカロライナのW・ハンプトンにおいてより典型的に見出される。彼は次のように述べている。「白人のより良き階層はネグロを保持することを切望している。南部の保守派はすべての正当に規制された社会は、優越せる者とこれに従属する者ともつことを信じ、そして各階層がその責任と義務とを認識し、各人がその身分を保証され、その権利が保証されなければならないと考える」と。こうしてブルボンは、自己の利益の擁護のためにネグロに対する差別主義に強く反対し、積極的に彼らの政治的権利を保証せんとしたのである。ここに、われわれは再建後南部の人種関係が比較的平穩であり、かつかなり広汎にネグロが政治的自由

を享受しえた一理由を見出すことができよう。

ところで、これまで見たようなブルボンの人種政治は決して白人小農層の黙認しえないものであつた。アップ・カンツリを中心とする白人小農は人種政治に対して激しく反対したが、なかんずく、彼らの大きな憤激をかつたのはブルボンの経済政策であつた。ブルボンの目的は南部に北東部の資本を導入し、南部の経済的開発を促進することであつた。彼らがスローガンとして掲げた「ニュー・サウス」

(New South) も、このような要求の中から生み出されたものに外ならない。かくしてブルボンは南部に北東部の資本を導入するために、北東部の資本家の関心をひくひかなる手段をも正当化せんとしたのである。彼らは鉄道事業や会社などのビジネス・インタレストに対して州政府の補助をあたえ、さらに北東部のレッセ・フェールの原理にもづく財政、金融政策を積極的に支持した。他方ブルボンは貧窮せる農民の利益に対して何ら考慮を払わなかつたばかりでなく、クロップ・リーエン法 (Crop Lien Act) を制定し、積極的に商人と地主層の利益を保証し、農民をますます苦境の中に追いこんだのである。要するに再建後の南部のブ

ルボン体制は商人と企業家と地主層の利益を確保せんとするものであり、白人小農層の要求には全く盲目的であつた。再建後、ブルボンの登場と共に、再びブラックベルトはネグロの支配を通じて南部の支配権を掌握したのであるが、これと共に、ブラックベルトとアップ・カンツリの対立は一段と激化した。この両者の対立、抗争は決して新しいものでなく、ある意味で南部史の発展を特徴づける歴史的抗争の一局面をなすものであつた。^⑭

ブルボンの支配に対する反抗の機運は、早くも一八七〇年代の初頭以来しだいに昂まつていたが、八〇年代の後半にいたつて農業不況が深刻化すると共に、農民は農民同盟 (Farmers' Alliance) を結成し、州政府に対して鉄道およびトラストの規制、銀貨の自由鑄造 (Free Silver) などの実現を要求した。しかしこの段階において農民はなお民主党の陣営にとどまり、民主党を通じての改革の可能性を期待していた。しかし、これが不可能であることを知るや、農民は民主党と訣別し、人民党を結成して真向からブルボン権力と対決したのである。

四 人民党とネグロ

革命以外のいかなる状態の下においても南部はネグロの選挙権を剥奪しないであろうという、八〇年代のブルボンの期待を裏切つて、九〇年代に入るや南部はネグロの選挙権を激しく非難し、急速に選挙権剥奪の道を歩むにいたつたのであるが、一体その理由は何であつたか。この点について明らかにするために、われわれは九〇年代の前半に合衆国の西部および南部を中心舞台として展開された人民党の活動に眼をむけなければならぬ。

人民党は、合衆国農民の独占資本に対する自己防衛闘争として、その歴史的役割を高く評価されているが、一般に人民党というと西部農民の活動にのみ眼を奪われ、南部農民の活動についてはともすれば閑却しがちである。しかし、われわれの見るところによれば、後進地域たる南部の人民党闘争は、西部のそれよりも、より激化した形態で展開されたといえる。合衆国農民をして人民党に結集せしめた要因として、十九世紀末の独占の支配と農業不況の深刻化があげられるが、特に後進地域たる南部農民の困窮は甚だしい

ものがあつた。一八九三年のパニックは発足後日の浅い南部の幼稚な工業に大きな打撃をあたえ、多数の工場労働者が職を失つたが、他方農村においても棉花価格の急激な下落によつて農民の苦境は頂点に達した。殊に棉花の下落によつて最大の打撃をうけたのは、南北戦争後、棉花の高値に刺激されて棉花生産に進出し、漸次経営規模を拡大してきたアップ・カンソリの資本家的農民であつた。かくしてこれらの資本家的農民の指導の下に、南部の農民は自己の経済的苦境を打開するために人民党に勢力を結集し、ブルボンに対決したのである。

すでにふれたように、南部のブルボンは北東部の金融勢力と結び直接農民を支配する地位にあつた。このような事情から、南部の農民は独占の支配を排除するために、何よりもまず州政府におけるブルボン権力を打破しなければならなかつた。かくして南部の人民党闘争はブルボン権力の打破を直接の目標として展開されたのである。ところでこの場合、南部のポピュリストはネグロに対していかに対処するかという、きわめて困難な問題に直面しなければならなかつた。ブルボンの政治権力の基礎がネグロにあつたこ

とからブルボン権力を打破するためにポピュリストは、ネグロを味方として自己の側に吸収するか、さもなければ徹底的にこれを排除するかという二者択一の立場に立つたのである。このように南部の人民党闘争は階級の対立以外に人種問題と絡みあつて展開されなければならなかつたのであり、ここにわれわれは南部の人民党闘争が西部におけるよりも、より激化した形態で展開された理由を見出すことができる。それでは南部のポピュリストとネグロとはいかなる関係に立つたであろうか。

南部の人民党の推進勢力となつたものは、白人小農層であつたが、彼らとネグロとは同一の農業生産者であり、また経済的に抑圧された階級であるという点で同一の立場に立ち、しかも両者は共通の政治的目標をもつていた。ここに両者が提携して共同闘争を展開する可能性があつた。しかし両者の間にはまた奴隸制度の下で生み出された根強い人種の偏見があり、さらに相互に経済的競争者であるという特殊な事情によつて、両者の接近を著しく妨げていた。したがつて南部における人民党闘争の成否如何は、ポピュリストが自己の経済的地位を認識し、人種の偏見を克服し

てネグロと共同戦線を樹立しうるか否かという一点にかかつていたといえる。

一般に南部のポピュリストは、ネグロとの共同闘争を通じてブルボン権力を打破せんとしたのであるが、ひとりサウスカロライナのみはこれと全く異なつたコースを辿つている。すなわちサウスカロライナの場合、農民はチルマンの指導の下に最初から徹底的にネグロを排除して民主党を支配し、民主党にとどまつて州政府の改革を実現せんとした。ネグロの選挙権剥奪に関してサウスカロライナの辿つたコースも重要なように思われるが、考察の都合上割愛し、ネグロと共同戦線の樹立という方向に進んだ他の諸州の場合について、ポピュリストがネグロにいかに対処したかについて検討しよう。

南部人民党のもつとも重要な指導者の一人としてジョージアのトム・ワトソンがあげられるが、彼は大胆かつ真剣にネグロ問題に取組み、これを解決せんとした。早くも一八八〇年に、彼は「たとえ白人の党の分裂を結果するとしてもブルボンの権力を打破しなければならぬ」と固く決心したが、彼の人民党闘争のプログラムは次のようなもの

あつた。

第一に、白人と共同して投票することが黒人の利益であることを直ちに明確にせよ。そうすれば黒人はそのようにするであろう。

第二に、白人や黒人に過去の不和や争いについての反感から解放する糾合点をあたえることによつて。

第三に、兩人種に大きな恩恵をあたえ、いずれの側にも害をあたえない綱領を提案することによつて。

第四に、この綱領の実現のために、共同して行動することを兩人種の利益たらしめることによつて。^⑧

南部の人民党の成功のためには、人種的障壁を打破し白人とネグロの共同闘争が必要であつたが、ジョージアのポピュリストはワトソンの指導の下にかかる方向に大きな前進を試みたのである。

ワトソンは直接人種問題にふれて次のように述べている。

「諸君（白人とネグロ）は相互に憎悪するように創られている。その憎悪の上に諸君の双方を奴隸化する金融的デスポティズムの門の礎石がすえられている。諸君はいかにこの人種間の敵対が、諸君の双方を乞食同様にさせている貨幣

制度を永久化しているかを発見しないように、欺かれ、盲目にさせられている」と。^⑨

そして彼は白人とネグロの利害の一体性を次のように強調する。

「黒人の小作人^{テナント}は白人の小作人と、黒人の労働者は白人の労働者と、同一のボートに乗っている。偶然的な皮膚色の相違は農民、クロッパー、労働者の利害の相違を生み出すことはできない」と。^⑩

こうしてワトソンは、ネグロに対して彼らが蹴起して白人と共同することによつて人民党は人種的差別を一掃し、すべての者に充分な市民としての資格をあたえることが可能であることを、強く訴えたのである。ワトソンをはじめ人民党指導者の活動によつて南部の人民党は政治的にネグロに接近し、ネグロは南部社会の重要な構成員として見做されることになつた。ウッドワードによれば、かかる兩人種の接近は南部史においてこれ以前にも、これ以後にも見られなかつたものである。^⑪

一八九二年の選挙は再建闘争以上の激しさをもつて闘われた。保守派（ブルボン）はポピュリストやネグロに対して

ポイコット、社会的追放、解雇など、あらゆる手段をもつて闘い、北部のデモクラットや実業団体に闘争資金を訴えた。特に低南部においては、公然たる暴力行為が行なわれ、多数のポピュリストやネグロが殺戮された。上院議員J・

T・モルガンはアラバマの状態について、「私はアラバマの輿論の状態を羞しく思っている。真実が否定され、羨望は悪意と見做され、友人や忠実な僕は裁判もなく罪を被せられ、そして不正なデマゴグが指導権を握っている」と述べている。またヴァージニア・サン紙もヴァージニアの状態について、「一八九二年にポピュリストに対してなされた程の腐敗やテロリズムの饗宴はなかつた」と報じている。このような状態の中で、ネグロは脅迫や暴力に直面しながらも人民党に積極的支持をあたえた。一八九二年の選挙はポピュリストの敗北に終わったが、発足後日の浅い政党としては驚くべき力を示した。テキサスのポピュリストの指導者は、「結果はいかなるものであれポピュリズムの原理は深く大衆の心に浸透している」と述べている。

九二年の選挙後、人民党は新機関誌の発行、党组织の拡大に努めたが、殊に九三年のパニックによつて南部の不況

が一段と深刻化すると共に、人民党は急速に勢力を拡大した。一八九四年の選挙において人民党は各地で共和党との連合に成功し、めざましい進出を示した。この選挙でもつとも大きな勝利を確保したのはノースカロライナにおいてであつた。ここで人民党は、再建後二十年間、州議會を支配してきた民主党を敗つて単独で上院を支配し、また共和党との連合によつて下院をも支配した。さらに人民党はマートン・バットラーを合衆国上院議員に選出し、新たに下院議員三名を連邦議會に送つた。他の諸州においても人民党は州議會の支配権を握ることができなかつたが、かなりの進出を示している。

北部の一学者、C・B・スパールは、ジョージアやアラバマにおけるポピュリストとネグロとの共同を次のように誌している。「一八九四年までに人種の差別が打破され、ネグロに政治的権利と、政治的行動を通じて確保されるすべての権利があたえられる時期が近づいているように思われる」と。またイギリスのフェビアン・ジャーナルは、

「南部のポピュリストは、ネグロに彼らがこれまで手にいれることのできなかつた、彼らの救済者たる共和党からさ

えもあたえられなかつた政治的共同をあたえられた」と報じている。これらの言葉は若干誇張的釋きをもつが、九四年の選挙においてポピュリストとネグロとの提携がかなりの規模において実現されたことは否定しえない事実である。このことは何よりも九四年の選挙後の顕著なネグロの政治的進出によつて充分うかがうことができる。例えばノースカロライナの場合、ネグロの官吏就任はブラックベルトにおいて一般的となり、これによつてとみに人種関係が悪化したといわれる^⑧。

さて、これまで見てきたように、人民党とブルボンの対立が激化すると共にポピュリストはネグロの支持を求めて急速にネグロに接近し、その結果、ポピュリストのネグロに対する政治的譲歩が生み出され、ネグロが南部の政治において無視することのできない政治的勢力を占めることになつた。換言すれば、ネグロの政治的進出によつて、白人内部の勢力の均衡が破れ、ネグロが南部の政治においてキヤチングポートを握る立場に立つたのである。

このような状況に直面して南部のデモクラットはあらゆる手段をもつて人民党の進出を阻止せんとしたのであるが、

最後に銀貨フリー・シルヴァの自由鑄造論とネグロ選挙権の中に人民党を敗北せしめる効果的手段を見出したのである。一八九二年の選挙後、フリー・シルヴァはポピュリストの最大の関心をひき起した。南部の農民はこの時期の西部の農民と同様に、フリー・シルヴァはより安価な貨幣（Cheaper Money）への途を開くものと考えていた。これまで常に負債者の立場にあつた彼らは、フリー・シルヴァを南部の一切の罪惡を解消せしめるものと信じ、急速にフリー・シルヴァの側に立つたのである^⑨。一八九六年の夏から秋にかけて南部の各地で開かれた民主大会は熱狂的にフリー・シルヴァの綱領を採択したが、これは民主党が人民党の政策を採用し、ポピュリストを自己の陣営に吸収せんとする態度に出たことを意味する。事実このデモクラットの作戦は効を奏し、これ以後人民党はフリー・シルヴァの支持をめぐつて二派に分裂し、九六年の選挙後、急速に衰退の道を迎えることになつた。

しかし、南部の人民党の崩壊に、より決定的な影響をあたえたのは白人優越主義の闘いであつた。南部のデモクラットは人民党の政策を吸収して人民党を切り崩すと共に、

他方においてポピュリストとネグロの離間を画策し、白人優越主義のスローガンを掲げてネグロ選挙権を激しく非難した。白人優越主義の闘いが、ノースカロライナにおいていかに進められたかについて、マブリーは次のような興味深い叙述をあたえている。

「一八九八年八月、沿岸都市（ウイリントン）の政治的状況はきわめて平穏であつた。しかしまもなく二十人の実業家によつて構成される闘争委員会が組織され、そのメンバーの十四人が地方闘争を指揮するために選ばれた。三千ドルの闘争資金が一朝の中に調達された。大衆に政治的問題に対する関心をよび覚すためにバーシー郡のF・D・ウインストンの指導の下に、州内の他の地方と同様にホワイト・シュープリマシー・クラブがそこで組織された。白人の反ネグロ感情を煽動するために、クラブの前で演説がなされた。ラントリー判事がこのような目的をもつて激しい攻撃演説をはじめたが、すぐにクラブの党員が、ネグロ官吏や他のすべてのネグロを殺戮しようとしていることを知つたので、彼の調子は穏やかなものとなつた。……」

一八九八年の選挙に新聞が演じた役割は、いくら強調し

ても強調しすぎることはないであろう。この点で民主党は明らかに有利な立場にあつた。人民党も共和党派はバットラー上院議員のコーカシアン紙と若干の小新聞をもつていたが、民主党はニューズ・アンド・オブザーバー紙、シャールロッテ・デーリー・オブザーバー紙、モーニングスター紙など有力な日刊紙をもつていた。ニューズ・アンド・オブザーバー紙は連合主義者やネグロ一般に対して特に激しい攻撃を行なつた。ネグロによつてなされたいかなる脅迫も犯罪も煽動的に書きたてられた……」と。

こうしてネグロ支配の脅怖を説き、人種的偏見を煽動することによつて、白人とネグロとの共同戦線を分裂せしめんとする民主党の工作は、人民党の最大の弱点を衝くものであつた。すでに述べたように、ポピュリストはブルボンの支配を打破するために人種間の融和と提携を説いたのであるが、この点人民党は最初から致命的な欠陥をもつていた。南部の人民党の拠点たるアップ・カンツリの白人小農の間には、アンテ・ベラム以来ネグロに対する根強い偏見があつた（サウスカロライナのチルマン運動はこの最もよい例証である）。こうして彼らは自由な立場に立つ指導者の努力

にもかかわらず、最後まで人種的偏見を克服することができず、ネグロに対して敵対的立場にとどまつたのである。そしてこのような敵対感情はブラックベルトのデモクラットのネグロの投票の支配によつて一層強化されたのである。ここに南部のポピュリストは自己の敗北をネグロに転嫁し、ネグロの政治的権利を激しく攻撃することになつたのである。こうして南部の人民党闘争は本来の目的から全く逸脱して、ネグロの政治的権利を剥奪せんとする、白人優越主義のための闘争と墮したのである。

五 白人優越主義の勝利

前章において、白人とネグロとの共同闘争という形で展開された南部の人民党闘争が最後まで人種的偏見を克服しえず、ついに保守派の反撃によつて挫折するにいたつた過程について見てきたのであるが、このような人民党の挫折が結果したものはネグロ選挙権の広汎な剥奪であつた。人民党闘争の挫折後、南部のデモクラットは急速に憲法修正議会を召集し、ネグロの選挙権を剥奪したのである。そしてこのネグロの犠牲の上に、いわゆるソリッド・サウスが

形成されたのである。この点についてウッドワードは次のように述べている。「(再建末期に)北部と南部の宥和と再統合のために国家的犠牲として奉仕した後、ネグロは今や分裂せる白人の階級間の宥和とソリッド・サウスの再統合のために奉仕することを余儀なくされた」と。こうして、ネグロ選挙権の剥奪は、デモクラットとポピュリストの両者の側から白人間の平和を侵害しない保証として、また南部の政治を刷新する進歩的改革として是認されたのである。

さて、ネグロの選挙権剥奪の方式は、この運動に先鞭をつけたミシシッピー州によつてあたえられたが、いわゆるミシシッピー・プラン (Mississippi Plan) として知られているものは、選挙資格に一定額の財産の所有ないしは読み書き能力を要求するものであつた。他の諸州も、州によつて若干の相違が見られるが、ほぼこのミシシッピー・プランに倣つてネグロの選挙権を剥奪したのである。

ここで注目すべきことは、この選挙権剥奪が単にネグロばかりでなく、プーアホワイトにも及んでいるという事実である。ネグロの選挙権剥奪は、これまでにふれたように、保守派の政治権力の基礎がネグロにあつたことから、その

ままでは保守派の権力の失墜を意味するものであつた。したがつてブラックベルトのデモクラットは、彼らの権力を維持するために何らかの手段を講ずる必要があつた。ここに彼らは自己の権力を維持するために、敢えてプーアホワイトの選挙権をも剥奪したのである。例えば、一八九〇年の

のミシシッピーの憲法修正議会において、ブラックベルトの代表とアップ・カンツリの代表が州議会の議席の割当をめぐつて鋭く対立したが、両者は巧みな妥協策によつて利害を調整した。すなわち、ブラックベルトの代表は、アップカンツリが州議会で新たに十三の議席を増加することを承認し、その代償として選挙資格の制限に人頭税 (Poll Tax) と文盲テストを設けることを後者に承認させたのである。^④

このような妥協はミシシッピーのみに限られたものでなく、他の州においても同様に認められるものである。ヴァージニアの憲法修正議会において海岸低地地方の代表は、「害をあたえるのはネグロの選挙権ではなくて、われわれ白人グループの下賤かつ無能な連中である」と述べており、また、アラバマの憲法修正議会の議長であつた J・B・ノックスは、「この運動の眞の哲学は制限選挙制を樹立し、政

府の権限を教養のある有徳の人々の手に委ねることにあつた^⑤」と後に誌しているが、これらの言葉は、憲法議会の指導層の関心がネグロの選挙権を剥奪すると同時に、有産者の支配を樹立するにあつたことを明らかに示している。

もちろん、このような財産資格制や文盲テストによつて選挙権を剥奪された白人に対して理解条項 (Understanding Clause)、祖父条項 (Grandfather Clause)、善良な性質の証明条項 (Good Character Clause) などの逃げ道が準備されたが、これによつて選挙権を回復した者はきわめて少数にすぎなかつた。特にネグロやプーアホワイトの選挙権剥奪に効果があつたのは人頭税の採用であつた。人頭税はミシシッピーはじめ、世紀の交替期に州憲法を修正したノースカロライナ、ルイジアナ、アラバマ、テネッシー、フロリダ、アーカンソー、テキサスなどの諸州で採用されたが、これによつて有権者の著しい減少が結果された。これをルイジアナについて見ると次のような数字があげられる。(C表参照) ルイジアナの場合、一八九七年、有権者登録数は二九万四四三二人を数えたが、これが一九〇〇年の憲法修正によつて一三万〇七五七人に、さらに一九〇四年の人

(C) ルイジアナ州における有権者登録数 (1897~1902)

人種別	白人	ネグロ	合計
1897年1月1日 有権者登録数	164,088人	130,344人	294,432人
1900年3月17日 憲法修正後の有権者 登録数	125,437	5,320	130,757
1904年人頭税採用後 の有権者登録数	91,716	1,342	93,058

頭税の設定によつて九万三〇五八人に減少している。すなわち一八九七年から一九〇四年にいたる期間に、白人の四四パーセント、ネグロの約九九パーセントが選挙権を失つたのである。なお参考までに、一八九二年から一九〇二年にいたる期間の各州の有権者の減少率を示すと次のとおりである。

- ヴァージニア……………五六%
- アラバマ……………六〇%
- ミシシッピ……………六九%
- ルイジアナ……………八〇%
- ノースカロライナ……………三四%
- ※フロリダ……………六九%
- ※アーカンソー……………七五%
- ※テネシー……………五〇%
- ※ジョージア……………八〇%

(※印の四州の減少は人頭税と予選制度による)

こうしてネグロの選挙権剥奪と同時に南部のブーアホワイトも選挙権を剥奪され、再建後再びブラックベルトが南部の支配権を掌握することになった。要するにソリッド・サウスの実体は、ブラックベルトのデモクラットの支配に他ならなかつたのであり、またそれは南部における白人優越主義の勝利を意味するものであつた。

これまで、われわれは南部におけるネグロの選挙権剥奪が、南部の白人内部の政治的経済的抗争を直接的契機として生み出されたものであることを見てきたのであるが、最後に南部のネグロ選挙権剥奪運動の展開に間接的に影響を及ぼした二三の問題にふれておく必要があるように思われる。この点に関して、まず再建後北部の輿論が南部に対してだけに同情的に傾きつゝあつたこと、またこれと関連して、合衆国最高裁判所が十九世紀末にいついで南部の人種政策を是認するような判決を行なつてきたことがあげられる。ネグロの政治的権利が合衆国憲法に明確に保証されている限り、ネグロの選挙権剥奪は合衆国憲法の侵害なくしてはなされえないものであつた。しかるに最高裁判所は一八七三年以後、ネグロの市民権を制限する一連の判決

を行い、ついに一八九六年に、法律は人種の本能を根絶するに無力であると宣言し、「分離すれども平等」という原則を確立したのである。さらに最高裁判所は一八九八年にウイリアム対ミンシッピー事件において、ネグロの選挙権剥奪のミンシッピー・プランを実質的に承認したのである。^⑤

このような最高裁判所の反動的な判決は、ネグロに対する人種的差別主義の法的途を開いたものであり、南部におけるネグロ選挙権剥奪運動の発展に影響するところ大なるものがあつたといえよう。

次にこのような最高裁判所の判決とならんで、ネグロ選挙権剥奪運動に大きな影響をあたえたものとして、この時期の合衆国の急激な外への発展、帝国主義的膨脹があげられる。八〇年代の初頭以来、東部において一群の膨脹主義者が合衆国の海外発展の必要を盛んに説いていたが、ついに一八九八年、合衆国は共和党の指導の下に伝統的孤立主義政策を放棄し、帝国主義の冒険に身を投じたのである。

そしてこの結果として合衆国は海外に広大な領土を獲得し、新たに八百万の有色人種を支配することになった。これらの有色人種は合衆国が同化することのできないものであり、

そしてネーション紙の言葉をかりて表現すれば、最初から「選挙権の行使を許されないもの」^⑥であつた。このような合衆国の外部に対する力の支配が逆にアメリカ社会内部に反作用し、国内のネグロに対する支配を強化したことは当然予想される事柄である。

事実、合衆国が帝国主義列強として国際舞台に登場し、いわゆる「白人の重荷」を背負つた時にミンシッピー・ウェイ (Mississippi Way) はアメリカン・ウェイ (American Way) となつたのである。この点について、一八九九年一月四日附のポストン・イヴニング・トランスクリプト紙は、「南部の人種政策は、今や、かつて奴隷解放のために国家を内戦に投げこんだ共和党政府の政策となつた」^⑦と述べており、また一月十四日附のニューヨーク・タイムズ紙も、「北部人はもはや南部におけるネグロ選挙権の抑圧を非難しえないであろう。自己保存の最高の法の下でその必要が明確に認識されている」^⑧とも述べている。

南部のデモクラットがネグロの選挙権剥奪にあたつてスローガンに掲げたものは白人優越主義であつたが、この叫びは南部の白人に訴えるところ大なるものがあつた。しか

し、合衆国の帝国主義的冒険と共に、白人優越主義^⑩なる存在理由を見出したのである。南部のネグロ選挙権剝奪の唱導者達は彼らの人種政策と合衆国の対外政策との関連を見逃さなかつた。例えば、サウスカロライナのチルマンは、「いかなる共和党の指導者も、その支配者たるルーズヴェルトすらも、今や敢えて血のシャツをふり、ネグロに対する南部の処置に対して戦いを説くことはないであらう^⑪」と述べている。また、アラバマの憲法修正議会において一代表は、「この問題(ネグロの選挙権剝奪)はセクショナルな問題ではない。人種問題はもはや南部諸州のみに限られたものではない。それはキューバから、ハワイ、フィリッピンまでの同一の問題である。われわれは北部の敵意の代りに同情をかちえている^⑫」と述べている。

さて、ここでわれわれが指摘したい点は、世紀の交替期のこのような人種の偏見の渦の中に身をおいて、南部の学者達がデモクラットの人種政策を擁護し、これにアカデミックな権威をあたえたという事実である。この場合彼らは、ネグロが政治的にも社会的にもめざましい進出を示した再建期を引合にして、ネグロに対して選挙権を附与した共和

党急進派の誤れる再建政策によつて南部社会が一大混乱状態に陥つたことを強調し、急進派の再建 (Radical Reconstruction) を非難することによつて、ネグロ選挙権の剝奪を弁護し、南部における白人支配の正当性を強調したのである。例えば膨脹主義の大立物たるコロンビア大学のパージェスは、南部の人種政策について、「合衆国の主権を八百万のアジア人におよぼす仕事の中で共和党は人種間の政治的關係についての考えを變更し、ついに實質的にこの問題についての南部の考えを受諾した^⑬」と述べている。また彼は急進派の再建を非難して、「この新しい有権者(ネグロ)を生み出すために連邦議会は馬鹿げたことを行なつた。たとえ罪悪でないにせよ、大きな政治的錯誤を犯したことは今や疑いのない事実である。南部の白人をネグロの支配下においたことは文明に対する冒瀆であつた^⑭」と述べている。ダンニングもまた人権についての議論を陳腐な一般論として排撃し、ネグロ選挙権を激しく非難した。

こうして十九世紀末から今世紀の初頭にかけて、ナッシュ・ナリステイック・スクールに属する反ネグロ的立場に立つ一群の歴史家の活動によつて反ネグロ的再建史の解釈が生

み出され、再建はネグロ選挙権問題と結合して、南部人の心の中に南部史のもつともアブノーマルな、もつとも忌まわしい事件として再生し、長く生きつづけることになつたのである。今世紀初頭以来の南部における黒人差別主義の急速な発展は、何よりもこの事実を雄弁に物語るものである。ジョージ・シエッパースンのいうように、歴史的、事実としての再建は一八七七年に終つたが、心理的事実としての再建はまだ終つていないのである。

六 結 語

以上、主としてウッドワードの著作に依拠して、ソリッド・サウスの形成過程を、ネグロ選挙権の剥奪運動を中心にして考察を進めてきたが、結論として大体次のようにいうことができよう。

一般に再建史家は、ネグロ選挙権の剥奪を再建の直接的結果として導き出されたものであると把握しているのであるが、この見解は決して正當なものとして見做すことはできない。むしろネグロ選挙権剥奪の直接的契機として重視されるべきものは、十九世紀末の人民党闘争であつた。すな

わち八〇年代の後半以後独占の支配と農業不況が激化すると共に、南部の白人小農は人民党を結成し、ネグロと共同してブルボン権力に対決したのであるが、人民党闘争が挫折するや、闘争は白人優越主義のための闘争と墮し、その結果として広汎なネグロの選挙権剥奪もたらされたのである。そしてネグロとプーアホワイトの犠牲の上に、ブラックベルトのデモクラットの南部の支配、いわゆるソリッド・サウスが出現したのである。

このことはまた、南部社会におけるネグロの政治的社会的地位が、一部の史家の説くように、南部白人の特異な精神的態度、すなわち南部人の、白人の政治ないしは白人の文明を維持せんとする決意によつて規定されていたばかりでなく、同時に南部社会の、より大きくいえば、アメリカ社会の政治的経済的構造によつて規定されていたことを示すものであらう。

附記——本稿は筆者が昭和三十四年度文部省科学研究費による総合研究（代表者、西井克己教授）に参加してえた研究成果の一部である。

(一)

① Harold U. Faulkner: Politics, Reform and Expansion.

- 1890~1900. (New York. 1959) p. ix.
- ㉔ Alexander, O. Heard; A two Party South? (1952) p. 3.
- ㉕ ターナーギンソットンは南北戦争前夜の南産の結束をメソヒル・チホクメソの組織を築いてゐる。
- Cf. F. J. Turner; The Frontier in American History. (New York. 1958) p. 217. U. B. Phillips; American Negro Slavery. (New York. 1952)
- ㉖ A. O. Heard; op. cit. p. 8.
- ㉗ A. B. Moore; One Hundred years of Reconstruction. The Journal of Southern History. 1943. p. 160.
- ㉘ Ibid p. 161.
- ㉙ Cf. E. M. Coulter; The South during the Reconstruction. (1947)
- ㉚
- ㉛ A. O. Heard; A two Party South? p. 7.
- ㉜ ヲギンソットン Cf. G. B. Tindal; South Carolina Negroes. 1877~1900. (Columbia. 1952) pp. 309~310.
- ㉝ C. V. Woodward; The Strange Career of Jim Crow. (New York. 1957) p. 35.
- ㉞ Ibid. p. 35.
- ㉟ Ibid. p. 14.
- ㊱ Ibid. p. 16.
- ㊲ Ibid. pp. 17~18.
- ㊳ Ibid. pp. 19~22.
- ㊴ Tindal; op. cit. pp. 304~305.
- ㊵ Woodward; op. cit. pp. 22~23.
- ㊶ Ibid. p. 23. Cf. Vernon L. Wharton; The Negro in Mississippi, 1865~1890. (1947).
- ㊷ Tindal; op. cit. p. 239. ㊸ Ibid. p. 300.
- ㊹
- ㊺ C. V. Woodward; The Strange Career of Jim Crow. p. 6.
- ㊻ Francis B. Simkins; A History of the South. (New York. 1953) p. 312.
- ㊼ Ibid. p. 312. ㊽ Ibid. p. 348.
- ㊾ C. V. Woodward; Tom Watson and the Negro. Journal of Southern History. IV. 1939. ヲギンソットン E. N. Saveth; Understanding the American Past. (1954) 収録をメソヒル。ヨリソットン後編 p. 419° p. 342.
- ㊿ Ibid. p. 343. ㊿ Ibid. p. 343.
- ㊿ C. V. Woodward; The Origins of the New South. 1877~1900. (1951) p. 321.
- ㊿ Woodward; Jim Crow. pp. 29~30.
- ㊿ Ibid. p. 30.
- ㊿ ヲギンソットン Cf. Fred A. Shannon; Farmers' Last Frontier. pp. 89~90.
- ㊿ 早くも憲法制定時代にソットン・カンソリの白人小農層は保守的な州憲法をめぐってプランター層と対立した。十九世紀に入つて南部の奴隸制が根を下すや、彼らはネグロを財産として課税するのを主張し、またネグロを州議会をらに党大会の代表選出の人的基礎として算定することに激しく反対した。南部

の連邦脱退に際して最後まで分離に反対し、トヒオホリストとして
 けんかしたのぞうれのメン・カンソリの小農層であつた。

Cf. D. D. Wallace; *A History of South Carolina*. (1951).

⑬ 初期の反ノンホソ闘争として、サウスカロライナの Martin
 Garry の運動を、シモーソンの W. H. Felton の運動があげら
 れた。

⑭

① Cf. Anna Rochester; *The Populist Movement in the
 United States*. (New York, 1943). J. D. Hicks; *The Popu-
 list Revolt*. (Minneapolis, 1955)

② Woodward; *The Origins of the New South*. p. 364.

③ 70の時期の南部農民の狀態については、Cf. Shannon; *Far-
 mers' Last Frontier*. pp. 76~97.

④ 人民党の経済的基礎については、拙稿「人民党の発生とその
 下」群馬大学紀要、88の、参照。

⑤ サウスカロライナの人民党の活動については、
 Cf. F. B. Simkins; *The Tillman Movement in South
 Carolina* (1926); Pitchfork Ben Tillman (1944).

⑥ Woodward; Tom Watson and the Negro. p. 341.

⑦ Ibid. p. 345. ⑧ Ibid. p. 344.

⑨ Woodward; Jim Crow. P. 45.

⑩ Woodward; Tom Watson and the Negro. p. 347.

⑪ Woodward; *The Origins of the New South*. p. 260.

⑫ Ibid. p. 261. ⑬ Ibid. p. 263.

⑭ W. A. Mabry; *The Negro in North Carolina Politics
 Since Reconstruction*. p. 35.

⑮ 一八九四年の中間選挙における人民党の得票を州別に見ると
 次の通りである。

アラバマ……………四七・六四 (%)

ノースカロライナ……………五三・七八

フロリダ……………二〇・六八

サウスカロライナ……………三〇・四三

シモーソンの……………四四・四六

テキサス……………九・九三

ルイジアナ……………四三・六八 (一八九六年)

テキサス……………三六・一三

ミシシッピ……………二六・九九 (一八九五年)

ヴァージニア……………二八・六〇 (一八九三年)

Cf. Hicks; *The Populist Revolt*. p. 337.

⑯ Woodward; *The Origins of the New South*. p. 257.

⑰ Ibid. pp. 257~258. ⑱ W. A. Mabry; *op cit.* p. 38.

⑲ Cf. Hicks; *The Populist Revolt*. pp. 315~320.

⑳ Mabry; *op. cit.* pp. 45~46.

㉑ Woodward; *The Origins of the New South*. p. 254.

㉒ Woodward; Jim Crow. p. 65.

㉓ Ibid. pp. 66~67.

㉔ Woodward; *The Origins of the New South*. p. 329.

- ④ Ibid. p. 330. ⑤ Ibid. p. 331.
 ⑥ Ibid. p. 335. ⑦ Ibid. pp. 342~343.
 ⑧ Woodward; Jim Crow. pp. 53~54.
 ⑨ Woodward; The Origins of the New South. p. 324.
 ⑩ Ibid. pp. 324~325.
 ⑪ Woodward; Jim Crow. p. 55.
 ⑫ 白人優越主義のイデオロギイ Cf. G. G. Johnson; The Ideology of White Supremacy. 1876~1910. in F. M. Green (ed.); Essays in Southern History. (1949).
 ⑬ Woodward; Jim Crow. pp. 55~56.
 ⑭ Woodward; The Origins of the New South. pp. 325~326.
 ⑮ John W. Burgess; Reconstruction and the Constitution (New York. 1898), p. 298.
 ⑯ Ibid. 133.
 ⑰ Cf. W. A. Dunning; Reconstruction, Political and Economic. 1865~1877. (New York. 1907).
 ⑱ George Shepperson; Reconstruction and the Colar Problems. in H. C. Allen and C. P. Hill (ed.), British Essays in American History. (London. 1957). p. 196.

執筆者紹介

那波利貞	京都女子大学教授
工藤敬一	京都大学研修員
山岸義夫	群馬大学助教授
足利健亮	京都大学大学院学生
浮田典良	大阪府立大学講師
滝川政次郎	国学院大学教授
井ヶ田良治	同志社大学教授
瀬原義生	立命館大学講師

lack of studies from this point of view, using the *Shimazu* 島津 manor in the *Sekkanke* 撰関家 territory; especially to grasp the type in transition of lord government and to explain the conditions of its maintenance, as well as to do our basic work for complete understanding of that resident lord system from the viewpoint of power construction as a whole which has ever been discussed.

As a result of our incomplete reasoning the following points will be cleared up. The manorial system passed to the *Shômandokoro* 莊政所 system, to the *Azucaridokoro* 預所 system and then to the *Kyûshu* 給主 system. The *Shômandokoro* system corresponds to administration of the *Sekkanke* and the *Azucaridokoro* system or the *Kyûshu* system to administration of the *Ichijôin* 一乘院. By the transition of the *Azucaridokoro* system since the *Kamakura* era to the *Kyûshu* system, manorial control was free from residence and its administration was undertaken by resident lords, although manorial control could be maintained mainly by the *Kamakura* shogunate order which paralleled *Sôjîtô* 惣地頭 and *Shôjîtô* 小地頭 as a *Gokenin* 御家人.

The Emergence of the Solid South

by
Yoshio Yamagishi

In this essay, I attempted to explain the emergence of the Solid South, chiefly focused upon the problems of Negro disfranchisement.

As for the emergence of the Solid South, many historians of Reconstruction have ascribed it to Reconstruction, and has emphasized that the prejudice aroused against Negro participation in politics led ultimately to the disfranchisement of Negroes and segregation toward them. But this point of view is not right.

It is true that, toward the end of Reconstruction, the Southern whites rallied around the Democratic party standard and resumed their home rule. But, it is a misconception to hold that Negro disfranchisement followed immediately upon the overthrow of Re-

construction, as an immediate consequence of Reconstruction.

Because, the Bourbons, who controled over political powers of the South after Reconstruction, made their effort to protect Negroes' political and social rights so as to maintain their political power. Accordingly, after Reconstrctction, political and social conditions of the Negroes were not so severe and rigid as they became later.

Then, what caused Negro disfranchisement in the South? To answer this question, I must turn my eyes to the Populist movement. When agricultural depression took place, at the late period of 1880's, Southern farmers organized the Populist party and allied with Negroes, they stood against the Bourbons who controled state government. But as soon as the populist movement collapsed, it turned out the struggle for white supremacy. This result was total disfranchisement of Negroes, and upon the sacrifice of Negroes and poor whites, the Solid South was established.

Gunga 郡衙 and *Kura* 倉

by

Kenryo Ashikaga

In the *Yamato* 大和 basin have many *Koaza* 小字 remained as a common name for each *Tsubo* 坪 of the so-called *Jōri* 条里 lots; among them we can count seventeen examples in what was called as '*Kuranomachi*' or '*Knranotsubo*'. We may think that those *Koaza* were named after *Gun* or *Gō* 郡・郷 and among others *Shōsō* 正倉 site or *Shōsōin* 正倉院 of *Kanden* 官田 and others.

This article will develop the following problems:—

- (1) Tracing some resources to the forming period of this name and its circumstance.
- (2) explaining the existence of such *Sōin* 倉院 even in the *Yamato* 大和 country like others.
- (3) Studying the identity between '*In*' 院 and '*Chō*' 町.
- (4) Researching its relation with the unit dimensions of *Jōri*